

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

連邦 RICO 法における「エンタープライズ」の認定

— Boyle v. United States, 129 S. Ct. 2237 (2009) —

I はじめに

アメリカ社会における組織犯罪の浸透に対抗するために、1970年組織犯罪規制法（Organized Crime Control Act of 1970）の一部として制定されたのが、いわゆる RICO 法（Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act）である。同法は、「ラケッティアリング活動のパターン」⁽¹⁾を通じて「エンタープライズ」に一定の影響を及ぼす行為およびその共謀を禁止し（合衆国法典第18編1962条）、その違反に対する刑事罰を定めている（同1963条）⁽²⁾。

「エンタープライズ」⁽³⁾については、「あらゆる個人、組合、法人、社団、その他の法的実在（legal entity）および、法的実在ではない、事実上結合した個人の合同体やグループを含む」との定義がなされている（合衆国法典第18編

(1) 「ラケッティアリング活動」には、連邦法・州法によって犯罪とされた多くの行為類型が含まれる（合衆国法典第18編1961条（1））。これらは、RICO 法上の犯罪の前提をなすものという意味で、「前提行為（predicate act）」ないし「前提犯罪（predicate offense）」と呼ばれる。また、「パターン」が認められるためには、10年間に2つ以上のラケッティアリング活動を行うことが必要である（合衆国法典第18編1961条（5））。

(2) RICO 法にはこのほか、民事・行政的措置に関する規定もおかれている（合衆国法典第18編1964条）。

(3) 日本では「団体」と訳されることが多いが、「個人」もそこに含まれることから、原語の enterprise のカナ表記を用いることにした。なお、これを「業体」と訳す文献もある（G・E・リンチ〔高木勇人・久山立能訳〕「RICO 法」警察学論集52巻5号（1999）95頁）。

1961条(4))。本件は、「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」につき、その認定のあり方が争われた事案である。

II 事案の概要

上告人 Boyle らは、1990年代、ニューヨーク、ニュージャージー、オハイオ、ワシントンにおいて、一連の銀行窃盗に参加した。

個々の窃盗は、参加者が事前に集合し、犯行計画を立て、犯行に供する道具の収集、役割(見張り、運転等)の分担を行った上で、実行され、その利益は山分けされた。

参加者の集まりは、中心的なグループと、個々の窃盗ごとに臨時に雇われた者として、構成されていた。中心的なグループは、ルーズかつインフォーマルに組織されたものであり、リーダーやヒエラルキーを持たず、長期的な計画や合意も存在しなかった。

1994年からその中心的グループに参加した上告人は、その後5年間で、多くの夜間預金金庫からの窃盗等に参加した。

2003年に上告人は、「エンタープライズに雇用された者、またはエンタープライズに関与した(associated)者が、ラケッティアリング活動のパターン……を通じて、エンタープライズの仕事を遂行し、またはそれに参加すること」を禁じた合衆国法典第18編1962条(c)、それらの犯罪の共謀を禁じた同条(d)(以上 RICO 法)その他の犯罪によって、起訴された。

連邦地裁は陪審に対し、「エンタープライズ」の意義について説示を行った。その内容は、(1)「エンタープライズ」の存在を認めるためには、検察側が、(i) 目的遂行のためになんらかの枠組み(フォーマルかインフォーマルかを問わない)を持った、持続的な組織(ongoing organization)が存在したこと、(ii) メンバーが、共通の目的を達成するために、継続的な合同体(continuing unit)として機能していたこと、の2つを立証しなければならない、(2) ヒエラルキー構造を持たず、ラケッティアリング活動のパターンを実現するという目的のみによって形成された結合体であっても「エンタープライズ」と認め得る、(3)「事実上の結合体(association-in-fact)」(1961条(4))の証明にあたっては、多くの場合、その組織の構造をただ分析するよりも、むしろその組織の活動内容(what it does)を明らかにする方が有用である、というものである。

これに対し上告人は、次のような説示を行うことを裁判所に求めた。すなわち、「エンタープライズ」の存在を認めるためには、その集団が、(i) 持続的な組織、(ii) 継続的な合同体として機能する中心的メンバー、(iii) 前提犯罪活動とは独立の要素としての、確かな構造を持ったヒエラルキー (ascertainable structural hierarchy) を有していたことを、検察側が立証しなければならない、という説示である。

連邦地裁は、上のような上告人の求めを斥けたうえで、12の訴因のうち11 (RICO 法に関するものをも含む) につき上告人を有罪とし、151月の拘禁刑を言い渡した。そして、第2巡回区連邦控訴裁も基本的に連邦地裁の判断を是認したため、上告人が連邦最高裁にサーシオレイライを申請した。

III 判決の要旨

法廷意見⁽⁴⁾は、次のような理由を述べ、原判決を維持した。

ここではまず、1961条(4)にいう「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」を認める要件として、「ラケッティアリング活動のパターンに内在するものを超えた確かな構造」が必要か、が問題となる。この問題は、さらに3つの問いに分けて検討される。すなわち、①「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」は、何らかの「構造」を有していなければならないか、②その「構造」は、「確かな」ものでなければならないか、③その「構造」は、「ラケッティアリング活動のパターンに内在するものを超えた」内容を持たなければならないか、という問いである。

①については、これを肯定し得る。RICO法の文言に照らしても、目的、参加者相互の関係、目的追求に必要な持続性、という3つの構造的特徴は、必要条件である。もっとも、だからといって、陪審への説示の中で「構造」という言葉を用いなければならない、ということにはならない。説示において、重要なポイントをはずさない範囲でどのような表現を用いるかは、裁判官の裁量事項である。

②については、ある要素について合理的疑いを超える証明が要求される場合、その要素が「確かな」ものでなければならないのは当然なのであるから、

(4) アリート裁判官が執筆し、ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、スーター、トーマス、ギンズバーグ各裁判官が同調した。これに対し、スティーヴンス裁判官による反対意見(プライヤー裁判官同調)がある(後述IV3参照)。

「確かな (ascertainable) 構造」を確かめる (ascertain) よう説示するのは、重複であって、混乱を招くものというべきである。

③については、『「ラケットティアリング活動のパターン」に内在するものを超えた』というフレーズをどのように理解するかで、結論が異なる。すなわちこれを、「エンタープライズ」の存在は、証明を要する別個独立の要素である、という意味に理解するのであれば、肯定し得る。しかしこれを、「エンタープライズ」の存在は、参加者が「ラケットティアリング活動のパターン」に従事していたことを示す証拠からは認定され得ない、という意味に理解するならば、否定されることになる。両者の要素は、一定の場合には同一の証拠によって証明され得るのである。

RICO 法上の「エンタープライズ」には、法律の文言から自然に読みとれる以上の構造的な特徴 (ヒエラルキーや命令系統、固定的な役割分担など) が必要である、とする上告人の主張には根拠がない。組織犯罪グループをターゲットとした他の連邦法の中には、適用対象となる組織について、構造上の限定を加えているものもあるが、RICO 法の制定に際して立法者はそのような限定を行っていないのである。

また、上告人は、合衆国法典第18編1962条 (c) の犯罪が、賭博ビジネスを経営する罪 (同1955条) や、RICO 法で前提犯罪とされている犯罪行為の共謀 (同371条)、あるいは RICO 法違反行為の共謀 (同1962条 (d)) などと混同されてしまうおそれを指摘する。しかし、賭博ビジネスの経営に RICO 法が適用され得るのは、それが「パターン」として行われた場合だけであるし、他方、前提犯罪の共謀が成立する場合であっても、共通の目的や一連の活動を有する「エンタープライズ」の形成が認められなければ、あるいは、前提犯罪のパターンの実行が認められなければ、1962条 (c) の犯罪は成立しないのである。これに対し、1962条 (c) と同条 (d) との間には重なり合う要素も実際上確かに存在する。しかし、そのような重なり合いは、たとえ「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」につき上告人のような理解に立ったとしても、解消されるものではない。

法律の文言が明確である以上、上告人が要求するような、立法の目的や経緯、厳格解釈の原則 (rule of lenity) に基づいた解釈も、不必要である。

連邦地裁が陪審に対して行った説示は、「エンタープライズ」という要素が、「ラケットティアリング活動のパターン」の存在とは別個独立の要素であること、そして、それを認めるためには、法律の文言から読みとれる構造的な特徴を備え

ている必要があること、を明らかにするものであって、適切である。他方、1961条（4）にいう「事実上の結合」の存在の証明にあたっては、多くの場合、その組織の構造を分析するよりも、むしろその組織の活動内容を明らかにする方が有用である、という説示も、当裁判所の判例に従うものであり、適切であったといえる。

IV 解 説

1 「エンタープライズ」に関する限定的解釈とその排除

冒頭でも触れたように、RICO 法は、組織犯罪対策立法の一環として制定されたものであるが、当初は、犯罪組織による合法的な組織活動への浸食を防止することが念頭に置かれていた。従って、同法の規定する「エンタープライズ」とは、いわば被害者ないし浸食対象としてのそれであって、合法的な組織のみを想定した概念として理解されていたようである⁽⁵⁾。しかし、1981年の *Turkette* 判決⁽⁶⁾において連邦最高裁は、「エンタープライズ」を合法的なものに限定して判断した原判決を破棄し、非合法的なものもそこに含まれるとした。すなわち、「エンタープライズ」は、いわば被害者としてのそれと、加害者としてのそれを含むものと解されることになったのである。

その後も連邦最高裁は、1994年の *Scheidler* 判決⁽⁷⁾において、経済的目的を有しないものもそこに含まれるとするなど、「エンタープライズ」に関する限定的な解釈を斥けてきた⁽⁸⁾。

2 「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」の認定に関する対立

ところで、「エンタープライズ」には条文上、法人などの法的実在のみならず、「事実上結合した個人の合同体やグループ」も含まれる。「エンタープライズ」の範囲をめぐる問題が特に深刻になるのは、このような、法的形式を備えていない「事実上の結合体」のケースである。というのも、このような場合、「エンタープライズ」という要素と「ラケッティアリング活動のパターン」という要素とを認定上どのように区別すべきかが、必ずしもはっきりしないから

(5) リンチ・前掲注（3）92、96頁参照。

(6) *United States v. Turkette*, 452 U. S. 576 (1981).

(7) *National Organization for Women v. Scheidler*, 510 U. S. 249 (1994).

(8) *See Bridge v. Phoenix Bond & Indemnity Co.*, 553 U. S. 639 (2008).

である。この点につき、前述の *Turkette* 判決⁽⁹⁾ は、「エンタープライズ」とは、「公式または非公式な持続的組織」の存在、および、「多くの関与者が継続的な合同体として機能していたこと」をもって認定される要素であって、参加者がラケッティアリング活動を一定回数行ったことををもって認定される「ラケッティアリング活動のパターン」とは区別されるとした。しかし、このような説明自体には、具体的な判断基準が示されていないため⁽¹⁰⁾、「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」の認定のあり方が争われることになった。特に、連邦控訴裁レベルで解釈が分かれたのが、「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」に一定の「(確かな) 構造」が備わっている必要があるか、という問題である⁽¹¹⁾。

いくつかの裁判所は、「確かな構造」を要件とすることに消極的な立場を採っている⁽¹²⁾。特に、第2巡回区連邦控訴裁は、前提犯罪(ラケッティアリング活動)の集積のみを手がかりとして「エンタープライズ」を認定することを認めており⁽¹³⁾、このような考え方に従うと、「ラケッティアリング活動のパターン」を認定できる場合には、「エンタープライズ」も認定できることになる。

これに対し、同法適用の範囲拡大を制限すべく、「ラケッティアリング活動のパターン」とは区別された「確かな構造」を要求する裁判所も存在する⁽¹⁴⁾。中でも第8巡回区連邦控訴裁は、単に共同して前提犯罪を複数回行っ

(9) *United States v. Turkette*, *supra* note 6, at 583.

(10) *Odom v. Microsoft Corp.*, 486 F. 3d 541, 549 (9th Cir. 2007) は、*Turkette* 判決の説明が下級審においては明確に理解されていないことを指摘している。

(11) このような対立状況について、Michael Morrissey, Note, *Structural Strength: Resolving a Circuit Split in Boyle v. United States with a Pragmatic Proof Requirement for RICO Associated-in-Fact Enterprises*, 77 *FORDHAM L. REV.* 1939, 1962-1975 (2009) 参照。

(12) *United States v. Patrick*, 248 F. 3d 11 (1st Cir. 2001) ; *United States v. Bagaric*, 706 F. 2d 42 (2d Cir. 1983) ; *Odom v. Microsoft Corp.*, *supra* note 10 ; *United States v. Cagnina*, 697 F. 2d 915 (11th Cir. 1983)。

(13) *United States v. Bagaric*, *supra* note 12, at 55 および、そこに引用された同裁判所の判例を参照。

(14) *United States v. Riccobene*, 709 F. 2d 214 (3d Cir. 1983) ; *United States v. Tillett*, 763 F. 2d 628 (4th Cir. 1985) ; *Limestone Dev. Corp. v. Vill. of Lemont*, 520 F. 3d 797 (7th Cir. 2008) ; *Asa-Brandt, Inc. v. ADM Investor Services, Inc.*, 344 F. 3d 738 (8th Cir. 2003) ; *United States v. Sanders*, 928 F. 2d 940 (10th Cir. 1991)。

たに過ぎない者を RICO 法によって処罰することを避けるためには、「確かな構造」を要件としなければならない、とした1982年の Bledsoe 判決⁽¹⁵⁾以来、20年以上にわたりその見解を維持してきたのである⁽¹⁶⁾。

3 本判決の意義と反対意見

このような対立状況の中で本判決は、「構造」という要件の要否の問題と、それを備えた「エンタープライズ」の認定方法の問題とを区別して結論を示した。すなわち、一方で、「事実上の結合体」としての「エンタープライズ」には一定の構造的な特徴が必要であることを認め、「エンタープライズ」が「ラケッティアリング活動のパターン」とは別個の要素であることを強調しつつ、他方で、両者を同一の証拠によって認定することも場合によっては可能であることを確認したのである。本判決はほかにも、上告人の主張する限定的な解釈を退けているが、これはこれまでの連邦最高裁の方針を踏襲したものといえる。特に、限定的解釈を動機付けているのが、「エンタープライズ」という要素が事実上「共謀」に解消されてしまうことへの懸念であったところ⁽¹⁷⁾、本判決がそのような懸念を根拠のないものとしている点が、注目される。

これに対して反対意見は、このような懸念に対する法廷意見の回答は十分なものではないとし、RICO 法の「エンタープライズ」がビジネスに関わる (business-like) 性格を有するものに限られることを強調する。そして、連邦地裁が「ヒエラルキー構造を持たず、ラケッティアリング活動のパターンを実現するという目的のみによって形成された結合体」も「エンタープライズ」たり得ることを認め、ラケッティアリング活動を断続的に実行した犯罪集団の存在を示す証拠さえあればその認定が可能だとした点につき、これを誤りであるとし、その結論を支持した法廷意見を批判している。反対意見によれば、「ラケッティアリング活動のパターン」に関する証拠によって「エンタープライズ」を認定し得るのは、一定の構造や計画、隠蔽措置などが、その活動遂行にとって不可欠となる場合だけであって、それ以外の場合には、「確かな構造」を示す証拠 (例えば、組織的ヒエラルキー、意思決定体制、内部規律、定例の会合、組織拡大のための再投資などの存在) が別個に必要とされることになるのである。 (野村健太郎)

(15) United States v. Bledsoe, 674 F. 2d 647 (8th Cir. 1982).

(16) See Morrissey, *supra* note 11, at 1968.

(17) See Limestone Dev. Corp. v. Vill. of Lemont, *supra* note 14, at 805.